

2 2 陳 情 第 2 9 号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成22年11月24日受理、平成22年11月30日付託
陳 情 者	代表 ほか193名
(要 旨) 1 地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする『容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書』を、国会及び関係行政庁に提出してください。 (1) 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。 (2) リデュース、リユースを促進するため、次のような様々な制度を、容器包装リサイクル法の中で法制化する。 ① レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止する。 ② 経済的な優遇措置により、リユース容器利用事業者の不公平を是正し、リユース容器の普及を促す。 ③ 容器包装と同じようにリサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も容器包装リサイクル法の対象に加える。 (3) 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。 2 新宿区においては以下の項目に取り組んでください。 (1) 学校において子どもたちに、ペットボトルなどの使い捨て容器のリサイクルには費用がかかることを教育し、水筒やマイボトル、マイカップなどの使用を奨励する。 (2) リデュース・リユース・リサイクルの3Rの環境教育を推進する。 (理 由) 2006年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目の附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。 このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。自治体が税金を使って分別収集しているため、容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく発生抑制や環境配慮設計について、真剣に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かないのです。	

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止」や「ペットボトル入の飲料水の調達を禁止」する自治体が登場しています。

国や新宿区においても、一日も早く、持続可能な社会へ転換するため、上記の事項について陳情いたします。